

建築基準法第70条第1項の規定による建築協定書が提出されましたので、同法第71条の規定により、次のとおり、公告するとともに、当該建築協定書を関係人の縦覧に供します。

また、同法第72条第1項の規定により、公開による意見の聴取を次のとおり行います。

平成21年7月22日

京都市長 門川大作

1 建築協定書の概要

(1) 申請者の氏名

安馬 雅純

(2) 建築協定の名称

京都市左京区岩倉長谷台住宅地区建築協定

(3) 建築協定区域

京都市左京区岩倉長谷町517番35, 517番38から517番40まで, 517番55, 517番56, 517番58から517番65まで, 517番67から517番69番まで, 517番75, 517番76, 517番80, 517番83, 517番85, 517番86, 517番88, 517番92から517番95まで, 517番98, 517番99, 517番101, 517番103, 517番104, 517番105から517番107まで, 517番110, 517番111, 517番113, 517番114, 517番119, 517番121, 517番123, 517番125, 517番127, 517番129, 517番132, 517番134, 517番138, 517番149, 517番150, 517番157, 525番3, 525番6, 544番2, 557番1, 557番3, 558番3, 558番5及び1214番

(4) 建築協定区域隣接地

京都市左京区岩倉長谷町 517 番 34, 517 番 36, 517 番 37, 517 番 41, 517 番 57, 517 番 66, 517 番 70 から 517 番 74 まで, 517 番 77 から 517 番 79 まで, 517 番 81, 517 番 82, 517 番 84, 517 番 87, 517 番 89, 517 番 90, 517 番 96, 517 番 97, 517 番 102, 517 番 108, 517 番 109, 517 番 115 から 517 番 118 まで, 517 番 120, 517 番 124, 517 番 126, 517 番 128, 517 番 130, 517 番 131, 517 番 133, 517 番 135, 517 番 146, 517 番 152, 517 番 156, 517 番 158, 525 番 7, 544 番 3, 544 番 5, 557 番 4, 557 番 5, 558 番 4, 1215 番及び 1216 番

(5) 建築協定の事項

建築物の敷地, 用途及び形態

(6) 協定の期間

10 年間

2 縦覧期間及び縦覧場所

(1) 縦覧期間

平成 21 年 7 月 22 日 (水) から平成 21 年 8 月 10 日 (月) まで
(ただし, 土曜日及び日曜日を除く。)

(2) 縦覧場所

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町 488 番地
京都市都市計画局建築指導部建築指導課 (北庁舎 2 階)

3 公開による意見の聴取

(1) 日時

平成 21 年 8 月 12 日 (水) 午前 10 時から午前 11 時まで

(2) 場所

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町 488 番地

京都市都市計画局建築指導部会議室（北庁舎 2 階）

(3) 主宰者

京都市都市計画局建築指導部建築指導課長 岡野 哲也

（都市計画局建築指導部建築指導課）